#### 社会医療法人博愛会不正使用防止計画

平成 28 年 4 月 1 日

社会医療法人博愛会では、「社会医療法人博愛会における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針」3により、公的研究費等(以下、研究費という。)の適正な運営及び管理を行うため、社会医療法人博愛会における研究費に関する不正使用防止計画を以下のとおり定める。

### I 運営管理体制

- ① 最高管理責任者:理事長 研究機関全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- ② 統括管理責任者:臨床研究センター長 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について研究機関全体を統括する実質的な責任 と権限を持つ。
- ③ コンプライアンス推進責任者:臨床研究支援部長 研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

### Ⅱ 不正使用防止計画

#### ①研究機関内の責任の明確化

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者
時間が経過することにより、各	会議等において、各責任者に対し責任体系の啓発	最高管理責任者
責任者の責任意識が低下する。	を促し、意識の向上を図る。	
	各責任者の異動にあたっては、引継等を明確に行	
	い、責任意識の低下を防止する。	_
	研究機関内のホームページにおいて、関係規程等	コンプライアンス
	を公開する。	推進責任者
研究費の運営・管理に関する責	・理事長を最高管理責任者とするなど、研究費を	最高管理責任者
任者と権限が明確でない。	適正に運営及び管理するための責任と権限を明	
	確化する。	
	・各責任者は最高管理責任者が指名する。	

### ②適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者
研究費に関する使用ルールが	・研究費に関する使用ルールを盛り込んだマニュ	コンプライアンス
理解されていない。	アルを作成し周知することにより、適正運営の徹	推進責任者
	底を図る。	

<ul><li>・コンプライアンスに対する関</li></ul>	・研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コ	コンプライアンス
係者の意識が希薄である。	ンプライアンス意識の向上を促す。	推進責任者
・公的研究費等の原資の大部分	・説明会を行い、参加を義務付ける。	
が税金によってまかなわれて	・研究者等から不正使用を行わない旨の誓約書を	
いることに対しての意識が欠	提出させる。	
如している。	不正使用を行った場合は、社会医療法人博愛会全	最高管理責任者
・不適切な会計処理であって	職員就業規則等に基づき厳しい処分を行う。	
も、結果的に研究のために使用		
していれば許されるという認		
識の甘さがある。		
研究費の使用ルールとその運	・研究者等を対象としたヒアリング等を実施し、	コンプライアンス
用が乖離する。	ルールの運用実態の把握に努める。	推進責任者
	・研究費に関する使用ルールとその運用に乖離が	不正使用防止計画
	ある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を	推進部署
	分析した上で必要に応じてルール変更等も含め	
	た対策を講じる	
研究費の使用ルールについて	研究費の使用ルールについて研究者等に疑問が	相談窓口
誤った運用が行われる。	生じた場合には、設置した相談窓口において対応	
	することにより誤った運用を事前に防止する。	

# ③不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者
不正使用防止計画を策	・不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の	不正使用防止計画
定・実施したにもかかわら	具体的な要因について、その再発防止計画に加える。	推進部署
ず、不正使用事案が発生す	・不正使用発生要因を認識した方法(執行データの分	
る。	析等) や対応策の作成過程を記載した文書を保存して	
	おく。	

# ④研究費の適正な運営及び管理活動

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者
予算執行状況が適切	・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うと	経理事務担当者
に把握されていない	ともに、必要に応じ改善を求める。	
ため、年度末に予算執	・特に執行率の悪い研究者等に対してはヒアリングを行い、	
行が集中する等の実	研究費の繰越し、返還等の指導を行う。	
態が発生する		
発注が研究者自らな	・物品等の発注は原則として物品管理課が行う。	発注担当者
されており、事務担当	・緊急の場合、研究者自ら発注を行った場合には事後に必ず	経理事務担当者
者が把握できない	経理事務担当者に報告し、速やかに領収書等を提出する。	

発注段階での財源特   ・物品購入電子申請システムへ希望物品情報を入力する際に、	
	臨床研究支援部
	長
り支出財源を特定する。	コンプライアン
	ス推進責任者
徹底するよう、研修会等での指導・注意喚起を行う。	
取引業者が研究者と┃・特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応┃	発注担当者
必要以上に密接な関じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。	経理事務担当者
係を持つことが癒着 ・不正な取引を行った業者については、「社会医療法人博愛会	コンプライアン
を生み、不正な取引ににおける公的研究費に係る不正取引に関与した業者への処分	ス推進責任者
発展する 方針」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより他の業	
者への注意喚起を行う。	
・使用ルールを掲示することにより、どのような行為が不正	
使用にあたるのかを業者にも認識させる。また、架空伝票の	
依頼があった場合は、直ちに通報することを要請する。	
・取引金額が年50万円を超える業者については、不正経理に	
協力しない旨の誓約書を提出させる。	
研究活動と直接関係 納品検収窓口担当者による納品確認の際に、疑義が生じた物	納品検収窓口
ないと思われる物品 品については、研究者に購入目的の確認等を行う。	
を購入している。	
カラ出張、旅行日程の・出張する職員に出張申請書を提出させ、旅行の内容、出張	経理事務担当者
水増し、日程の捏造、 先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を精査	
航空券の不当取扱いする。経理事務担当者が当該出張旅費について研究費による	
等の不正が発生する。 支出が可能と判断したのちに、出張者に代わり出張申請手続	
きを行い、決裁を得る。出張申請書が提出されない場合は旅	
行命令等を発しない。	
・出張を完了した職員には出張報告書を提出させ、出張申請	
書や他の提出資料等との関係を点検、確認する。なお、用務	
を達成したことを証明する資料等が貼付されていない等の不	
備がある場合は不備の是正を求める。また、理由なく出張後	
に出張報告書が提出されない場合は、以後、当該出張者の旅	
行命令等を発しないことが出来る。	
雇上職員の出勤簿の ・研究費による雇上職員を雇用する場合は、タイムレコーダ	経理事務担当者
改ざん、カラ雇用等が 一機能を持つ IC カードを発行し、システム上で勤怠管理を行	雇用担当者
発生する。 う。雇上職員又は研究者によるシステム上の出勤時刻、退勤	経理部
時刻の変更は不可能である。また執務初日等に本人確認及び	
勤務場所の確認を行う。	
・経理事務担当者が出勤状況を確認するとともに、経理部が	
賃金支払日に本人の口座に直接振込を行う。	

会議費の支出におい	・会議の確認書類を提出させ当該支出の妥当性をチェックす	経理事務担当者
て研究遂行に必要で	る。	
ない飲食が行われる。	・また、実施後会議等開催報告書を提出させる。なお、業者	
原稿執筆や校閲謝金	からの請求書等には飲食の内容等を明確に記載させる。	
において、割り増し請	・原稿執筆、校正、校閲、翻訳等が完了した際には依頼原本	
求や既に発表済みの	及び成果物を確認し、一定期間保管する。	
論文等への謝金請求		
が行われる。		
データの保守、データ	納品検収窓口担当者だけではなく、研究者本人あるいは特殊	納品検収窓口
構築など特殊な役務	な役務の知識を有する発注者以外の職員にも検収に立ち会っ	
に関する検収が不十	てもらう。	
分である。	必ず作業報告書を提出させる。	
納品検収を行う職員	使用ルールに基づき、納品検収を行う。	納品検収窓口
の役割等が不明確と	なお、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の	最高管理責任者
なり納品の事実が確	処分を行う。	
認できず、架空納品に		
より業者への預け金		
が発生する。		

# ⑤情報の伝達を確保する体制の確立

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者
通報窓口が分かりに	通報窓口は、ホームページ、使用ルールにより周知し、通	コンプライアンス
くいため、不正が潜在	報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図	推進責任者
化する	る。	
使用ルール等の統一	・研究機関内に設置した相談窓口において、研究者等から	相談窓口担当者
が図られていないた	の相談や質問を受け付ける。	コンプライアンス
め、誤った解釈で経費	・受け付けた質問等を取りまとめた Q&A 集等を作成し、	推進責任者
が執行されるおそれ	研究機関内の掲示板等により周知することにより、経費の	不正使用防止計画
がある	より適正な執行を図る。	推進室
	・使用ルールの説明会を開催、関係者の出席を義務付ける。	
不正使用を発見した	告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査	最高管理責任者
者が不利益を受ける	結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査部	コンプライアンス
ことを恐れて告発を	門関係者以外に漏洩してはならない旨を規程に定め、該当	推進責任者
躊躇する	の規程をホームページで公開する。	
行動規範や使用ルー	・研修会による啓蒙活動を強化する等の対策を講じる。	コンプライアンス
ルに関する理解が不	・行動規範等をホームページに掲示することにより、その	推進責任者
足する。	浸透に努める。	不正使用防止計画
		推進部署

### ⑥モニタリングの在り方

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者
不正使用の防止を推進する体制	内部監査部門による通常監査を原則とする	内部監査部門
の検証及び不正発生要因に着目	が、臨時の監査を認める。	
したモニタリングが不十分であ	・内部監査部門は、不正使用防止計画推進	
るため、不正発生のリスクが存在	部署及び会計監査人または監査法人と連携	
する。	して不正使用防止体制の検証を行い、リス	
	クの除去・低減を図る。	

### Ⅱ 不正使用防止計画の点検・評価

不正使用防止計画推進部署である臨床研究センターは内部監査部門、会計監査人または監査法人等と連携し、研究費に係る不正使用を発生させる要因の把握に努め、適時不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。